NEWS RELEASE
情報発信資料

春日部市

令和8年11月17日

＼ 11月1日～12月1日は犯罪被害者月間 ／
「犯罪被害者月間キャンペーン」を実施します

市では、平成31年4月1日、国が制定した「犯罪被害者等基本法」に基づく「犯罪被害者等支援条例」として、基本理念と見舞金支給の両方を規定した「春日部市犯罪被害者等支援条例」を制定・施行しました。

国では、犯罪被害者等支援に関する国民の理解を増進するため、犯罪被害者週間を月間化し、毎年11月1日～12月1日を「犯罪被害者月間」と定めています。

市では、以下のとおり、犯罪被害者の置かれた現状の理解と支援の必要性について広報啓発を行います。

1　実施日時・場所

○　11月25日（水）　午後3時30分～午後4時30分

○　イオンモール春日部　1階　風の広場

2　主催

春日部市

共催

春日部警察署、春日部市犯罪被害者支援推進協議会、
彩の国犯罪被害者ワンストップ支援センター、宮代町、杉戸警察署

3　実施内容

○　埼玉県警マスコットキャラクター（ポッポくん、ポポ美ちゃん）の出演

○　チラシなど啓発品の配布



問い合わせ先
市民生活部　くらしの安全課
担当：交通防犯担当　飯島・岸澤
直通：０４８－７３６－１１２６